

No.197
2019
3/25



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



・制裁理由が不透明だ！本部に公開討論を求めろ！！
・規約規則は無効であることを地本は訴えよ！！

・不当労働行為に抗するために第三者機関を活用せよ！！
・組合民主主義否定の規約規則について本部に説明させろ！！

八王子地本第22回定期委員会委員の発言に基づき 3月22日中央本部に要請書を提出！

吉川元中央執行委員長への制裁審査委員会の取り下げと、第三者機関を活用し職場と共に不当労働行為とたたかうことを求める要請書

私たち八王子地本は、2月17日に開催した八王子地本第22回定期委員会において、19名の委員の発言のもと全組合員でたたかい抜く方針を満場一致で確認しました。委員の発言の多くは19春闘に向けて、不当労働行為の撲滅、会社施策や安全問題についてなど、職場に現れる様々な課題を組合員と共に実践し、安全・健康・働きがいある職場を創るべく奮闘するというものです。何よりも組合員は不当労働行為を通じて東労組の破壊と変質を目指している会社攻撃の本質を見抜いています。だからこそ「たたかう東労組」を渴望し、委員から「中央本部へ要請すべき」という発言が多く上がっているのも現実です。しかし、中央本部より来賓としてお越し頂いた田崎組織研修担当部長の感想は、委員の発言に触れないばかりか「議論された内容を持ち帰り検討する」と述べていましたが現段階においても返答を頂いておりません。よって下記の通り、八王子地本として4月3日までに書面にてご回答頂きますよう要請します。

1. 八王子支部集会ででの発言が吉川元委員長の制裁理由のひとつとなっているが、主催した八王子支部に一度も確認がなされていない。よって事実に基づかない制裁を即刻取りやめるとともに、制裁理由の経過を明らかにすること。

理由：中央本部は、2018年4月12日に開催した第35回臨時大会で吉川元委員長の制裁審査委員会設置を要請し同大会で設置が確認されました。

吉川元委員長に対する制裁理由は4月6日発出の指令23号によれば

- ①2017年12月21日第7回中央執行委員会において中央闘争委員会を設置して以降、闘争委員会の最高責任者でありながら「指名ストは昭和採用者で行う。指名ストを受けない若者は涙を飲んでスト破りすればいい」「無理して指名ストに入ることはない」など自ら闘争破壊する発言を繰り返してきた。
- ②12地本を3グループに分け、東京・八王子・水戸地本に肩入れし、臨時大会の開催要求をしている盛岡・秋田・仙台・大宮・千葉・横浜地本を「労働者とは思えない」と決めつけ、批判対象とした。
- ③東京・水戸・八王子地本の「実効性確保の措置」の申し立ての打ち合わせが行われた会議に参加していた。不当労働行為に対する12地本の足並みが乱れている中で組織の最高責任者としての指導性が問われた。
- ④「臨時大会を混乱させるよう3地本には奮闘を期待している」と自ら発した臨時大会開催に向けた「指令」を自らの言動によって否定したと記載されています。また、第35回臨時大会で制裁審査委員会の設置についての理由4に記されている4月2日、八王子・東急スクエアで八王子支部が吉川委員長を激励する会が開催された。そこに参加した吉川君は「俺は辞任する覚悟を決めた。本部三役は辞任しないと言っている。ふざけた話だ」「臨時大会を混乱させるよう3地本には奮闘を期待している」と自ら発した臨時大会開催に向けた「指令」を自らの言動によって否定し臨時大会を破壊しようとするものであって組合員への背信行為であり、組織混乱を引き起こすものである、とありますが、事実とは異なりそのような発言は一切しておらず、参加した組合員からも疑問の声が上がっています。そもそも、八王子支部が主催した集会の正式名称は「会社による不当労働行為を許さず、吉川中央執行委員長と共にたたかう反転攻勢に決起する集会」です。12地本が一丸となって会社による不当労働行為を跳ね返す闘いを中央本部と共に八王子地本から創り出すための意思統一を行うことが目的の集会であり、吉川元委員長が本部の代表として参加し発言することは当然であると考えます。さらに言えば、吉川元委員長は「この間、一人でも多くの組合員の声を聞くために職場に入り、18春闘の総括議論を深めるように活動していたこと」「その一環としての八王子支部組合員との意見交換の場に参加し、組織混乱への謝罪と組合員の率直な声を多く聞いてきたこと」「今、本部がやるべきことは組合員の声を総括に反映させ12地本の統一闘争へと練り上げること」など今後のたたかいの方針と中央本部、八王子地方本部が成すべき課題が示され、参加した多くの組合員もそのことを受け止めているのです。これは歴然とした事実です。よって制裁理由のひとつにされている「臨時大会を混乱させるよう3地本には奮闘を期待している」という発言はそもそも存在せず、どこからそのような話が出たのか全く理解に苦しみます。さらに、中央本部は制裁審査対象者である吉川元委員長はもちろん、当該の八王子地本に対しても事実関係の調査を一切行うことなく制裁審査委員会設置の申し入れを行うことは、「厳正に調査・審議し公正な判断をおこない、規約第60条5項に定める量定を付して中央委員会および大会に答申する」と定めた制裁審査委員会規則第3条を逸脱した暴挙であり、到底認められるものではありません。よって、事実に基づかないウソの集会名をでっち上げ、集会に参加した多くの組合員が聞いていた吉川元委員長の発言をも意図的に改ざんして制裁審査委員会設置の根拠にし、かつ公正さを欠いた調査・審議も行われていない制裁審査委員会の設置は無効であると考えます。

2. いまもなお執拗に行われている会社による脱退強要や、試験・昇進に関わる人事異動などの組合差別や不利益扱いといった不当労働行為を撲滅するため、第三者機関を活用し職場からのたたかいを構築すること。

理由：昨年からの全国的職場において会社による脱退強要が行われている中、職場では反転攻勢のたたかいをこの間積み上げてきましたが、脱退強要は止むどころか更に緻密かつ陰湿におこなわれています。さらに団体交渉においても八王子支社は「不当労働行為の事実はない」という回答に終始しています。

八王子地本では、2007年2月に管理者が分会掲示板から一方的にピラを撤去するという不当労働行為が行われました。団体交渉を行うも議論は平行線であり、組合員の利益を守るためにも東京都労働委員会へ不当労働行為の救済申し立てを行い、2011年3月31日に東京都労働委員会は①掲示物を撤去した行為②掲示物を撤去すると通告した行為について不当労働行為と認定しました。この命令に会社は不服として中央労働委員会に再審査申し立てを行いましたが、会社に対して「再審査申し立てを行ったとしても、その効力は停止されない」として上記二点の履行を通告しています。

そもそも第三者機関の活用はこれまでも議論してきた通り、第三者の判断に依存するのではなく、あくまでも労働問題に対して専門的な見地を備えている労働委員会を「活用」することを通じて労働者に対する会社の不当労働行為の事実を公に明らかにして組合員の問題意識を高め、東労組運動を強化・発展させるためにおこなわなければなりません。それは労働組合に与えられた権利を最大限活用することを意味するのであって、組合員の利益を守ることを第一義に掲げる労働組合であれば、脱退強要という不当労働行為に苦しんでいる組合員のために、第三者機関である労働委員会を活用する判断をすることは当然のことです。

中央本部や一部の地方本部では「職場からたたかえ」だけを未だに言い続けていますが、そのようなことは至極当然であり、全ての職場で展開されていることは周知のとおりです。そのような中、労働組合に与えられた権利を活用せずどのように不当労働行為を撲滅させるのでしょうか。その意味では、第35回臨時大会において東京・八王子・水戸地本が申し立てた「不当労働行為救済申立て」を取り下げる決定をしたことは、労働者の権利を自ら放棄したと言わざるを得ない蛮行であり到底認められないばかりか、賛成した者たちとそれを追認した中央本部には取り下げに対する説明と今後の展望を指し示す責任があります。

私たち八王子地本は、これまで積み上げてきた会社による不当労働行為に対するたたかいを現代的に教訓化するならば、日本労働運動史上でも類を見ない規模の労働組合破壊＝脱退強要という不当労働行為に手を染めたJR東日本会社の企業体質を明らかにし、健全で働きがいの持てる企業へと創り変えるためにも今こそ第三者機関を活用したたたかいを12地本で展開することが重要であり、中央本部はその最先頭に立つべきと考えます。

会社の不当労働行為に悩み苦しみながらも、職場で奮闘している組合員は中央本部の姿勢を注視しています。会社の不正に立ち向かわない労働組合では、その存在意義をも問われかねません。職場の組合員の立場に立って、不当労働行為のない正常な職場環境に戻すため第三者機関の活用を強く求めます。